

【参考】新型コロナウイルス感染者療養期間の見直し

9月7日（水）に厚生労働省から新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間の見直しについての事務連絡が発出されています。この連絡を受けた学校の対応は下記のとおりとなりますのでよろしくお願いします。

◆見直しのポイント◆

1 有症状患者の療養期間について

<変更前> 療養期間10日間（11日目に解除）

↓

<変更後> 療養期間7日間（8日目に解除）

ただし、10日間が経過するまでは感染リスクが残存することから、検温など自身による健康観察等の徹底が必要。

2 無症状患者の療養期間について

<変更前> 療養期間7日間（8日目に解除）

ただし、10日間が経過するまでは検温など自身による健康観察の確認、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスク着用等の感染対策を求める。

↓

<変更後> 療養期間7日間（8日間） ← 従来から変更なし

加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目に解除が可能）。ただし、7日間が経過するまでは感染リスクが残存することから、検温など自身による健康観察等の徹底が必要。

なお、今回の見直しは、令和4年9月7日（水）より適用となり、同日時点で患者である者にも適用されるとのことです。9月7日（水）時点で新型コロナウイルスに感染している生徒についても同様に適用となりますのでよろしくお願いします。